



## 公 示 送 達 書

富田林市告示第70号

下記の書類を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、富田林市総務部課税課にて保管していますので、該当する方は課税課にて受領してください。

令和8年7月21日

富田林市長 吉村 善美



記

1. 送達を受けるべき者の氏名（名称） 別紙のとおり

2. 送達する書類

令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 者

| 番号 | 氏名 (名称)     |
|----|-------------|
| 1  | 有限会社オークホーム  |
| 2  | 太田 悠子       |
| 3  | 前川 洋一郎      |
| 4  | 南方 三和子      |
| 5  | 藤原 政一       |
| 6  | タバタ精工 田畑 安昭 |
| 7  | 建山 和徳       |